



くらし

ごみ

問 市民環境部生活環境課 ☎026-248-9019

須坂市の「ごみ」の出し方の基本的なルール
(須坂市のごみカレンダーの1年は7月～翌年6月です)

1 ごみを出す前に用意していただくもの

可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装は須坂市の指定袋が必要です。指定袋は、市内のスーパーマーケット、コンビニ、雑貨店などで販売しています。

可燃ごみ、不燃ごみの旧指定袋を使用する場合は手数料分(大袋30円、小袋15円)の証紙シールを貼ってください。古紙をまとめる際には、紙ひもが必要です。

2 分別の方法・ポイント

貴重な資源を守るため、地球温暖化などの問題を解決するためにはごみの分別は欠かせません。須坂市のごみの分別のポイントを知って、ごみを減量化していきましょう。

※分別に迷う場合は生活環境課までご確認ください。

3 ごみを出す場所・時間・出し方

- ①収集日当日、午前8時までに出示しましょう。8時から収集が始まります。
- ②可燃ごみ、不燃ごみは、指定袋または証紙シールに、プラスチック製容器包装は指定袋に氏名を記入してください。
- ③ごみステーションはたくさんの方が利用します。きれいに整頓しましょう。
- ④古紙類は種類ごとにまとめて置いてください(種類ごとに別の車で収集しますので、混ぜっていると残されてしまうかもしれません)。
- ⑤一度に大量にごみが出る場合(目安として5袋以上)はステーションに出さないでください。ごみの直接持ち込みをするか、回数を分けてステーションにお出しください。

粗大ごみの収集

●出し方

年に1回、町ごとで行う回収日におしください。
※1カ月ほど前に全戸配布のチラシでお知らせします。
1点につき1枚50円の証紙シールを貼って出してください(対象 1辺50cmを超えるもの)。
※回収日が都合の悪い場合は、処理業者へ直接搬入する予備日を設けますので、ご利用ください。

●対象外

- 事業活動に伴うもの(商業、農業など)
- 家電リサイクル法対象品(テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機・洗濯機)
- 処理困難物(タイヤ、バッテリーなど)

ごみの直接持ち込み

可燃ごみと不燃ごみで持ち込み先が異なります。

ながの環境エネルギーセンター

問 ☎026-222-5301

●時間

平日 午前8時30分～11時30分
午後1時～4時30分

土曜日 午前8時30分～11時30分

●受け入れるもの

可燃ごみ、可燃性粗大ごみ

●対象外

産業廃棄物、古紙類・ペットボトルなどの資源物

●料金

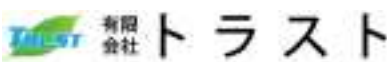
10kgまでごと160円

●その他

指定袋で持ち込んでも無料にはなりません。

広告

一般産業廃棄物収集運搬業 P115 C-2



どんなゴミでも ゴミのことならトラストへ家の片づけゴミや引越ゴミ、事業所ゴミ小さな物から大きな物まで、定期回収も受け付けます。メールやお電話でご相談下さい。

■須坂市幸高字刈屋313 ■TEL:026-248-1984 ■FAX:026-248-1984 ■定休日/日曜日
■営業時間/8:30～17:30 ■URL:https://www.y-trust.net/ ■E-mail:y.trust@email.plala.or.jp
産業廃棄物許可 2006118242 一般廃棄物許可 長野市許可 10092号 須坂市許可 1005号
中野市指令30第1224号 小布施町指令元健福第54-87号 山ノ内町元山建福第292号
2高山村許可第11号 金属くず商許可第481041980001号 古物商許可第48104190002号 Pあり

総合解体工事業、廃棄物処理業 P115 E-4

有限会社 ACEN

[建物を取り壊したい..] そう思ったら私たちにご相談ください。無料で調査・お見積りに伺います。解体工事自社中間処理施設にて、コストを最低限に抑えることが出来ます。

■須坂市大字野辺大明神66-24
■TEL:026-248-3301
■営業時間/8:00～17:30 ■定休日/日曜、祝日
■産業廃棄物収集運搬 許可第128375号
■長野県知事 許可 (般-23) 第24297号 Pあり

須坂市清掃センター

☎026-246-9000

●時間

平日 午前8時40分～午後4時30分

●受け入れるもの

不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、蛍光管

●対象外

産業廃棄物、パソコン、家電リサイクル法対象品、処理困難物（タイヤ、ピアノ、コンクリート製品など）

●料金

150円/10kg + 消費税相当額

●その他

指定袋で持ち込んでも無料にはなりません。

エコサポートすざか

須坂市女性団体連絡協議会が中心に活動しています。

●活動内容

①資源回収（缶類・ビン類・古紙類・ペットボトル・陶磁器の食器・電池類・蛍光管）

※分別の方法はごみステーションに出す場合と同様。事業所のものは持ち込み不可。

②リユース品の受入・提供（おもに衣類）。

受入日は毎月第1土曜日

③生ごみの堆肥化情報など、ごみ減量化に関わること

●場所

旧上高井郡役所敷地内

●時間

毎週土・日曜日 午前9時30分～11時30分

※お盆、年末年始は休み（詳細は生活環境課へお問い合わせください）

日野地域公民館の資源物回収

●場所

日野地域公民館（須坂市大字塩川168-1）

●時間

毎週火・木曜日 午前9時～11時

※祝日、8月13日～16日、12月30日～1月3日は休み

●回収品目

缶類・ビン類・古紙類・ペットボトル・蛍光管・陶磁器の食器

※分別の方法はごみステーションに出す場合と同様。事業所のものは持ち込み不可。

生ごみの堆肥化にご協力を

①電動生ごみ処理機を使う（購入費の2分の1、上限30,000円の補助制度有り）。

※7年経過後、再度、補助申請可能

②コンポストなどの生ごみ処理容器を使う（購入費の2分の1、上限5,000円の補助制度有り）。

③ダンボールを使って行う。基材（ピートモスとくん炭）を生活環境課窓口とエコサポートすざかで販売しています。詳細は生活環境課まで。

市役所前の資源物拠点回収

●回収日時

年に4回（詳細はごみカレンダーをご覧ください）

●回収場所

市役所前駐車場

●回収品目

●無料…古布、陶磁器の食器、プラスチック製品（洗面器、プランターなど）、小型家電（ドライヤー、プリンター、ラジカセ、パソコンなど）

●有料…タイヤ、家電リサイクル法対象品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機、洗濯機）

●回収できないもの

●古布…洗濯していないもの、学生服、背広など
●陶磁器…植木鉢、土鍋、汚れが落ちていないものなど
●家電…電気毛布、電気カーペット（または粗大ごみ）など

せん定枝の資源化

☎岡田産業(株) ☎026-246-8250

●時間

平日 午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）

●対象

家庭から出る庭木で直径15cm以内、長さ180cm以内

●対象外

バラ類、竹類、しゅろ、うるし、果樹、農業・事業所から出されるもの

●料金

無料

※祝日、お盆、年末年始は休み（詳細はお問い合わせください）

上下水道

こんなときに届出を

問 水道局営業課 ☎026-248-9012

- ①水道を使い始めるとき…使用開始届（開栓届）
 - ②引っ越すときは………使用中止届（閉栓届）
 - ③使用者が変わったら……名義変更届（異動届）
- ※①②は、前日までに届出をしてください。
③はすみやかに届出をしてください。

●受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

水道料金

問 水道局営業課 ☎026-248-9012

水道料金は「基本料金」と「使用水量料金」を合計したもので、2カ月に1度（年6回）納めていただきます。

「基本料金」とはお客様のご使用になっているメータの口径ごとに異なります。「使用水量料金」は2カ月に一度メータの検針をして水量を算出しています。お支払は口座振替が便利です。金融機関へ通帳・はんこを持参し、手続きを行ってください。

●受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

宅内の上水道設備・排水（下水道）設備の修理や故障した場合

問 水道局上下水道課 ☎026-248-9013

宅内の上水道設備（水道管、蛇口、給湯器など）の修理や故障は工事を施工した須坂市水道事業指定給水装置工事業者にご相談ください。

宅内の排水設備（水洗トイレ、台所の流し、風呂場、宅内汚水排水管など）の修理や故障は工事を施工した須坂市下水道指定工事店にご相談ください。

注意！

民間アパート、市営・県営住宅にお住まいのみなさんへ

これらの施設では管理者がいて、修繕などを担当する工事店を決めています。それぞれの管理者へ連絡してください。

- 民間アパート ☎大家さん、不動産業者、管理会社等
- 市営住宅 ☎長野県住宅供給公社須坂管理センター
☎026-214-5620
- 県営住宅 ☎長野県住宅供給公社住宅管理部
☎026-227-2322



広告

給排水設備工事

P115 D-1

クリーンな街づくりのお手伝い。

株式会社 タマキ

弊社は創業以来、環境にやさしいクリーンな街づくりを目指して給排水衛生設備工事をはじめ、空調設備、冷暖房設備工事など、誠実、堅実をモットーに社員一同頑張っております。

■須坂市墨坂南1-15-28
■TEL:026-245-0159 ■FAX:026-248-0572
■URL:<http://tamakiinc.t-consulting-co.com> ■E-mail:info@tamaki1953.co.jp

P あり

水道工事

P111 D-2

給排水工事確かな技術で豊富な施工実績

株式会社 三恵

蛇口の水漏れ・トイレの詰まり・水道管凍結等、水廻りのトラブルはお任せ下さい！

■須坂市大字八重森670-3
■TEL:026-245-3132 ■FAX:026-248-4769
■須坂市水道事業指定給水装置・下水道指定工事店
■長野県住宅供給公社指定工事店

P あり

新エネルギー導入設備設置費補助金の交付

問 市民環境部生活環境課 ☎026-248-9019

概要

市では、生活環境の保全と環境にやさしいまちづくりを推進するため、住宅用の太陽光発電システム、太陽熱利用システムの設置に要する経費について、補助金を交付しています。

補助事業の内容

●太陽光発電システム

項目	内容
対象施設	住宅の屋根等へ設置することにより自家用に発電することができるほか、商用電力と提携し、自家使用量を超える余剰電力については、電力会社に売電できる機能を備えた最大出力10kW未満のもの。
対象経費	太陽光発電設備を設置するための経費で、太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器、余剰電力販売用電力計（電力会社所有の場合は除く）、配線・配線器具などの購入および据付工事に要する費用。
補助額 (千円未満切捨)	1kW当たり1万円に太陽電池の最大出力を乗じて得た額。 上限額 3万円
その他	①中古品は除く。 ②補助金の交付は太陽光発電システム、太陽熱利用システムそれぞれ1回のみとする。

●太陽熱利用システム

項目	内容
対象施設	●自然循環型 住宅の屋根などに設置することにより太陽熱を集熱器に集め、給湯に利用する集熱器と貯湯槽が一体型のもの。 ●強制循環型 住宅の屋根などに設置することにより集熱媒体を強制循環する集熱器と蓄熱槽から構成されるソーラーシステムで、給湯または冷暖房用の用に供するもの。
対象経費	太陽熱利用システムを設置するための経費で、貯湯槽、蓄熱槽、集熱器、熱量計、配管、配管器具など対象システムを構成する機器などの購入および据付工事に要する費用。
補助額 (千円未満切捨)	対象経費の5分の1の額。 上限額 3万円
その他	①中古品は除く。 ②補助金の交付は太陽光発電システム、太陽熱利用システムそれぞれ1回のみとする。

交付対象者

市内にある自ら居住している住宅または居住する予定の住宅に新たに新エネルギー導入設備を設置する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- ①法人でない者
- ②すでに市から同種の補助金の交付を受けていない者
- ③市税を滞納していない者

空き家バンク

問 総務部政策推進課 ☎026-248-9017

空き家バンクとは

空き家を売りたい方、貸したい方に空き家物件を登録していただき、その情報を市ホームページなどで公開し移住希望者へ情報提供するシステムです。

空き家を有効活用しませんか

これまでも皆さんに登録いただいた物件を、都会などからの移住者の方々に繋げることができました。

移住・定住を促進し、地域を活性化するため、須坂市内に空き家を所有し有効活用を検討されている方は、ぜひ「空き家バンク」への登録をお願いします。

注意事項

- 老朽化の激しい住宅などは登録ができない場合もあります。長野県宅地建物取引業協会の会員業者が立ち合い協議、査定します。
- 須坂市では、ホームページなどでの物件の情報提供や連絡調整は行いますが、「所有者」と「利用者」間で行う物件の売買や賃貸借、契約交渉に関する紛争などに関しては、一切の責任を負いません。

広告

司法書士事務所 P115 D-1

身近な法律手続き・ご相談

宮澤智史司法書士事務所

相続のお手続き、生前の相続対策を中心に、遺言作成・成年後見・裁判書類作成等身近な法律問題につき幅広く扱っています。空き家についてのご相談も承っております。お気軽にご連絡ください。

■須坂市大字米持439-1
■TEL:026-248-1780 ■FAX:026-248-6315
■営業時間/9:00~18:00 ■定休日/土曜、日曜、祝日
■長野県司法書士会所属

Pあり

景観

☎まちづくり推進部まちづくり課 ☎026-248-9007

市内の豊かな自然や歴史文化を反映した特徴的な素晴らしい景観は、まちづくりや観光の貴重な資源です。

これらを守り後世に伝えるため、「須坂市景観をいかしたまちづくり条例」を制定し、景観法に基づく「須坂市景観計画」により良好な景観の保全育成に努めます。

■建築物や工作物などは、景観育成基準に適合させてください

景観計画では、新築や改装などを行う場合の景観育成基準を地域区分ごとに設定しています。もしも基準に適合していないときは、助言・指導などを行います。

また、景観法に基づく勧告や公表、変更命令などを行う場合があります。

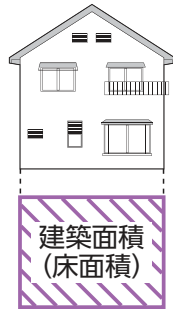
■一定規模を超える行為をする場合は、事前に届出をしてください

建築物や工作物の新・増築や外観の変更など、景観への影響が大きい一定規模以上の行為を行う場合は、必ず事前にまちづくり課へ、景観法に基づく届出をしてください。

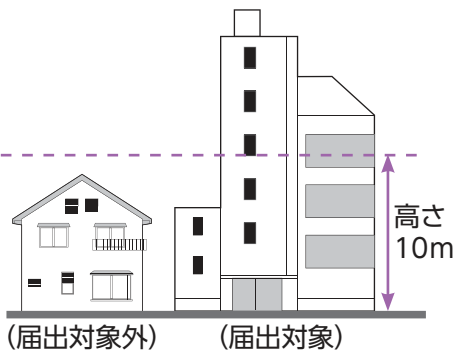
■届出の対象になる行為（抜粋）

●建築物の新築・増築、移転などの場合

建築物面積が500㎡（重点地区は床面積10㎡）を超えるものは、届出が必要です。



建築物の高さが10m（重点地区も同じ）を超えるものは、届出が必要です。



■景観育成基準（抜粋）

	景観育成重点地区 (須坂地区)	一般地域 (重点地区以外)
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ●屋根…黒、灰 ●外壁…白、灰、茶、黒 ●工作物…灰、茶、黒 ●歴史的な町並みと調和した色 	<ul style="list-style-type: none"> ●外壁および屋根等に使用できる色…マンセル値の彩度＝橙6、黄・赤4、その他の色3以下 ●けばけばしい色彩を避ける
高さ	13m以下	10m～31m以下（用途地域などにより異なる）
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●こぎ配屋根で、和瓦などの日本的な素材 ●屋根ひさしをつける ●歴史的な町並みと調和 	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺の景観に調和し、まとまりある形態

※このほかにもさまざまな基準があります。詳細は市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

広告

イラスト・広告 企画・製作 P115 D-2

Sign&Display ディークラフト D-CRAFT

- 各種サイン企画・製作・施工 ●各種ステッカー
- バナー・のぼり旗製作 ●イベント設備・設営
- Tシャツ・タオル等ロゴプリント

■須坂市米持594-2
 ■TEL:026-248-8515 ■携帯:090-9145-8624
 ■営業時間/9:00～18:00 ■定休日/土曜、日曜、祝日
 ■E-mail:drcra@stvnnet.home.ne.jp

あり

建築設計・監理 P112 A-2

宮島建築設計事務所 須坂事務所

建築設計の事なら、なんでもご相談ください。

■須坂市大字小河原455-8 ■TEL:026-245-4654 ■FAX:026-248-0095
 ■E-mail:miyajima01@cocoa.plala.or.jp
 一級建築士事務所 一般社団法人 長野県建築士事務所協会会員 長野県建築物防災協会会員

須坂市新生活運動

☎須坂市新生活運動推進委員会事務局 市役所市民課内 ☎026-248-9002 FAX026-248-9025
 メール s-shimin@city.suzaka.nagano.jp

一人ひとりの心がけで明るく住みよい社会へ

須坂市には6項目の申し合わせ事項があります。みんなでできるところから実行しましょう。

①結婚祝について	●華美な結婚式は控え、会費制としましょう。 ●祝宴費用は会費内でまかないましょう。 ※近親者は除きます。
②病氣見舞について	●お見舞いは2,000円以内としましょう。 ●お礼は口頭または新生活はがきで。 ※近親者は除きます。
③葬儀について	●香典は1,000円以内としましょう。 ●お礼は口頭または新生活はがきで。 ●お焼香は平服でも失礼にはあたりません。 ※近親者は除きます。
④環境美化について	●ごみは決められた日に指定袋で、ごみステーションに出しましょう。 ●家の周りを整理して、花と緑で飾りましょう。
⑤健康で明るいまちづくり	●地域の奉仕活動や行事に、すすんで参加しましょう。 ●毎月第3日曜日の「家庭の日」には、家族のふれあいを深めましょう。 ●元気なあいさつで一日を始めましょう。
⑥始めよう、ごみを出さない暮らし方	●過剰な包装を断り、買い物袋を持参しましょう。 ●繰り返し使える物は何度も使い、使えなくなった物は資源としてリサイクルしましょう。 ●どうしても捨てるしかない物は、正しく分別してごみ指定袋で出しましょう。

須坂市新生活運動目標

- 生活の改善を推進する運動
- 自然を愛護し環境を保全する運動
- 健康で明るいまちづくりを推進する運動
- 物資の節約と資源を大切にする運動

衣装の貸出

婦人会で着物などを貸し出しています。ご希望の方は生涯学習センター（☎026-245-1598）までご連絡ください。

種類	料金
男物式服	5,000円
喪服（夏・冬）	3,500円
留袖（帯つき）	8,000円
色留袖・訪問着	8,000円
お宮参り掛衣装（男女）	3,000円
男児七五三羽織はかま一式	3,500円

「お見舞袋」「香典袋」「返礼はがき」の利用

新生活運動推進委員会で印刷したお見舞い袋、香典袋、見舞返礼はがきを実費（10円）でお譲りしていますので、ご利用をお願いします。

●取扱い場所

- 市役所市民課（夜間、土日、祝日は宿直室）
- 生涯学習センター
- 各地域公民館
- 旭ヶ丘ふれあいプラザ
- 仁礼コミュニティセンター



暮らし 補助金制度で賢く介護リフォーム

介護保険の対象となる工事

- 手すりの取付け
- 段差の解消
- 床または通路面の材料の変更
- 引き戸等への扉の取替え
- 洋式便器等への便器の取替え
- 上記に付帯して必要となる住宅改修

介護保険では、住宅改修費の支給制度があり、対象となる介護リフォームについて上限金額20万円まで、改修費の9割を補助してくれます。上限金額分は1度で使い切らずに、数回に分けて使ってもOK。改修内容には条件があるため、事前にケアマネジャーなどとよく相談することが大切です。

Point1 改修前に事前申請が必要

支給を受けるには、事前に市区町村に申請する必要があります。事前申請前に改修すると、全額自己負担になってしまうので注意。

Point2 各自治体の助成制度もチェック

介護保険とは別に、自治体によっては高齢者や障がい者向けに独自の改修費の助成制度があるところも。事前に相談しましょう。

Point3 要介護状態が重くなったら再度もらえる

要支援、要介護区分にかかわらず、支給額はひとり生涯20万円。ただし要介護状態区分が3段階重くなったとき、または転居した場合は、再度20万円までの支給限度基準額が設定されます。

参考/厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/toukatsu/suishin/dl/07.pdf>)

農林業

☎産業振興部農林課 ☎026-248-9004

■市民農園

野菜や花などを栽培し、健康でゆとりのある時間を過ごしていただくため、市民農園の管理運営をJAながのに委託し、市内22カ所で開設しています。申込・問合せは、JAながの須高営農センター(☎026-245-0153)で随時受け付けています。

■農振除外等

農振農用地内の農地に駐車場や農業用倉庫を設置するなど、耕作以外の用途に変更したい場合、農振除外や用途区分変更の手続きが必要です。農振除外等は事業の必要性や緊急性を十分検討し、ほかに代替する土地がなくやむを得ない場合など「農振除外5要件」を全て満たし、農地転用、開発許可等その他必要な許可の見込みがあるものに限定されています。農振除外等をお考えの場合は、事前にご相談ください。

■有害鳥獣対策

●有害鳥獣駆除

イノシシなどに農作物などを荒らされた場合、被害農地を確認し、猟友会と連携を図りながら檻やわなを設置し、駆除を行っています。また、被害防止のため、地元で行う電気柵設置などの支援をしています。

●狩猟免許取得の支援

くくりわなや銃器を使用して、鳥獣を捕獲する場合は狩猟免許が必要です。市では、狩猟免許試験の受験手数料の全額を補助しています。

■フルーツ王国須坂

須坂市は、昼夜の寒暖の差が大きく雨量が少ない典型的な内陸性気候であることに加え、扇状地で水はけが良い土壌のため果実栽培には最適な条件を備えています。また、須坂市にある県果樹試験場が開発した皮まで食べられ、種がないぶどうの「ナガノパープル」「シャインマスカット」など、くだものを中心とした農作物の産地化・ブランド化に取り組んでいます。

■信州の伝統野菜

「信州の伝統野菜」に選定された野菜が須坂市には3つ(八町きゅうり、村山早生ごぼう、沼目越瓜)あります。いずれも生産量が少ない品種です。

■森林の保全・活用

森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるため、森林づくり県民税や森林環境譲与税などを活用し、森林整備や木材利用を推進しています。

現在、間伐材を使ってベンチを作製し、公共施設に設置しています。

■農業の担い手育成

●認定農業者制度

農業者が今後5年間に取り組む経営改善の方法や目標を「農業経営改善計画」として作成し、これを市長が認定するもので、認定農業者には、有利な制度資金融資などの制度があります。

●新規就農者支援

担い手育成のため、意欲のある新規就農者を支援しています。

研修方法や支援内容など、お気軽にご相談ください。

■農業関係補助制度と制度資金

新規就農者支援、認定農業者支援、遊休農地解消支援など各種補助制度があります。

また、制度資金対象の方が農機具の購入や施設の整備などに資金を借り入れた場合、利子の一部を補てんしています。

■農業サポートセンター

農業者への労力支援と就業者支援のため、無料職業紹介所を開設し、農業者へ就業希望者(サポーター)の紹介を行っています。

